

令和6年和光市農業委員会12月総会会議録

和光市農業委員会

令和6年和光市農業委員会12月総会日程

令和6年12月25日（水曜日）午前10時00分開会

- 日程第1 開 会
- 日程第2 開 議
- 日程第3 議事録署名委員の指名 9番 富澤孝子委員 10番 井口俊彦委員
- 日程第4 提出議案 議案第16号 農地法第5条許可申請について
議案第17号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 協議事項 ①令和7年和光市農業委員会1月総会の日程について
②2025年農林業センサスについて
③農地利用状況調査の実施体制について
④その他
- 日程第6 諸報告 ①会長専決について
②農業委員の活動報告について
③その他
- 日程第7 閉 会 午前10時50分

出席委員（11名）

1番	新坂篤司君	2番	富岡和樹君
3番	富岡浩之君	4番	本多修君
5番	成田真理子君	6番	小寺淳一君
7番	吉田成実君	8番	田中和巳君
9番	富澤孝子君	10番	井口俊彦君
11番	浪間兼三君		

欠席委員（0名）

◎開会

◎開議

○事務局長（大塚） それでは、ただいまから令和6年和光市農業委員会12月総会を開会いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○新坂会長 皆様、おはようございます。

本日は師走の大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和6年和光市農業委員会12月総会を始めます。

出席委員は11人中11人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、9番、富澤委員、10番、井口委員を指名します。

◎提出議案

議案第16号 農地法第5条許可申請について

○新坂議長 それでは、議事に移ります。

次第の4、議案第16号 農地法第5条許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 議案第16号、議案書の1から5ページ及び写真資料1の1から3の写真をご覧ください。

議案書を読み上げます。

譲受人、埼玉県戸田市笹目南町**番**号、A社、代表取締役、B。譲渡人、和光市下新倉三丁目**番**号、C。土地表示、下新倉六丁目**番**、**番。地目、登記簿が田んぼ、田んぼ、現況が畑と畑です。面積が625平米、998平米、合計で1,623平米。

事由について、譲受人は、戸田市で事業を営んでおり、2004年からは和光市新倉七丁目**番**を借り、駐車場として利用していた。事業の拡大に伴い、車両が約30台まで増え、現在の敷地内だけで駐車、出庫することが困難となっていた。和光市内で購入できる土地を探し

ていたところ申請地が候補となった。

譲渡人は、下新倉六丁目**番の農地は、南については建物があり日影となることから耕作しておらず、下新倉六丁目**番**の農地は、隣接敷地内から発生する熱のため、耕作がしやすい土地ではなかった。今回譲ってほしいとの相談を受け、売却することで双方合意に至ったため、申請がなされた。

本案件は、市街化調整区域内の農地を権利の設定を受ける者の資金で農地以外のものに転用するための申請です。委員の皆様には事前に申請地の確認をお願いいたしましたが、本日配付の写真資料1の1から3に申請地の写真を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

申請の経緯について説明いたします。

当該農地は申請者の譲受人であるA社さんが、事業拡大に伴い、現在利用している新倉七丁目**番**の駐車場だけでは車両を止めることが困難となっていたことから、新たに駐車場を探していたところ、申請地を所有している譲渡人のCさんが相談を受け、対象地については営農に適していなかったため、売買について合意に至り、農地転用の申請がされました。

続いて、議案書の2ページをご覧ください。

2ページ目が申請地の土地利用計画平面図、この図面のX、Yの線で切って横から見た断面図が3ページと4ページ目になっております。

申請地の利用計画について説明いたします。申請地はL字型になっておりまして、西側と南側で道路に接しており、両方に出入口を設けます。周囲については、北には駐車場があります。南西側は資材置場、南側は水道道路に面しています。東側には水路があり、水路を挟んで農地と駐車場があります。出入口部分以外は型枠ブロックに高さ1.2メートルのフェンスを設置する予定です。

計画の資金調達につきましては、資金調達計画書、融資証明書、工事見積書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、現在利用している新倉七丁目の駐車場の敷地面積が1,261平米、申請地は1,623平米となっております。なお、新倉七丁目の既存駐車場には、現在8トンミキサー車13台、4から8トンミキサー車18台の合計31台を止めていますが、このうちの8トンミキサー車を9台、4から8トンミキサー車を6台の合計15台を申請地に移動する予定です。計画面積が妥当かどうかご判断ください。

次に、計画面積の妥当性ですが、現在利用している第2駐車場の敷地が961平米、申請地は239平米となっております。なお、退去を求められている第2駐車場には、3トンダンプ

1台、軽トラ1台を停めています。その2台を既存の第1駐車場に移動し、第1駐車場にある3トンダンプ5台を申請地に移動する予定です。また、資材については第1駐車場と申請地に移動する予定です。計画面積が妥当かどうかをご判断ください。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、影響は少ない見通しです。

農地の区分についてですが、水道道路に面している**番**については、農地法施行規則第46条「宅地化の状況が第3種農地の場合における住宅等の施設が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」に該当し、転用可能な第2種農地と判断できます。西側道路に面している**番**の農地につきましては、水道、下水道が埋設されている道路の沿道区域であって、おおむね500メートル以内に教育施設、医療機関が存するに該当し、転用可能な第3種農地と判断できます。

なお、本日は今回の申請に関して説明していただくために、申請者の代理人、D社のEさんにお越しいただいております。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

この後、参考人が入室し、転用の経緯等についてご説明いただきますが、これまでの事務局の説明の中で皆様からご質問等はございますか。

(「なし」の声あり)

○新坂議長 では、事務局、声がけをお願いします。

(参考人入室)

○新坂議長 ご紹介します。申請者、A社の代理人といたしまして、D社さんにお越しいただきました。本日はお忙しい中、どうもありがとうございます。

どうぞおかけください。

和光市農業委員会では、農地転用の許可申請があった場合は関係者にお越しいただき、農地転用に至った経緯や工事の概要、申請地の利用形態等についての説明をした上、委員からの質問に答えていただく形となっております。

なお、和光市農業委員会会議規則第8条第2項により、発言される際は必ず挙手をし、議長の許可を受けてから発言するようにしてください。

それでは、農地転用に至った経緯及び工事の概要と申請地の利用形態について、説明をお

願います。

○参考人（E） では、まず今回、農地転用をするに至った経緯といたしましては、売主様のC様に関しましては、まず先に、下新倉六丁目の**の土地については南側に建物が建設されておりまして、日当たりが悪く、近年耕作をあまりしておりませんでした。

また、その東側**の**のほうに関しては、平成30年に購入をされておりますが、その当時は南側が道路に面していて日当たりがとてもいいということで購入をされてはいたんですけども、実際耕作をし始めますと、その西側になっておりました建物のほうですね、物を燃やしたりとかそのようなことをされており、耕作がしやすい土地では結果なかったということで、どちらの土地についても耕作をしていないという状況でございました。

そういう経緯がございまして、維持管理していくことが難しいということで、C様から売却をしたいというお話があり、そこで今回、買主のA社様が購入したいという経緯がございまして売却することといたしました。

また、買主様のA社様につきましては、現在新倉七丁目のほうに賃貸で1,200平米ほどの土地を借りて、そこを駐車場用地として使用しておりました。現状、その1,200平米ぐらいの土地に大きいミキサー車であったりですとか、そのような車両を30台ほど止めているような状況でございまして、30台入れるとなりますと、本当に敷地にパンパンに入れているような状況で、入出庫にとっても苦労していたということがございました。

本社のほうが戸田市にございましたので、戸田の周辺、美女木辺りであったりですとか、あとは高島平とかそのような辺りの事業用地で土地をお探しされていたんですが、ちょっと土地がなかなか見つからずというところで、今回そのようなお話があるというふうにご縁があったのを聞きまして、ぜひ購入をしたいという形で購入することを決めさせていただきました。

こちらが、まず農地転用に至る経緯となります。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま参考人からご説明をいただきましたが、委員の皆様から何か質問はございますか。質問のある方は挙手をお願いします。

8番、田中委員。

○田中委員 すみません、図を見ると、幾つか場内照明があるんですが、東側にCさんの畑、農地があると思われるんですが、こちらへのちょっと、農地への影響が無いというか、そういう配慮はなされるのでしょうか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（E） 今のご質問につきましては、おっしゃられたとおり、各場所に場内照明を設置する計画ではございますが、入出庫をする際に危険が及ばないように設置をしておりますので、もちろん今回購入される土地に対して照明を当てるようにしております。

また、C様は今回売却される方でもありますので、そのところに関しては我々もA社様も十分配慮して照明を設置するというお話をさせていただいております。

○田中委員 分かりました。

○新坂議長 ありがとうございます。

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

5番、成田委員。

○成田委員 先日現地確認させていただいたときに、今日みたいにお天気のいい日だったんですけれども、この平面図の15番辺り、水道道路と言うんでしたっけ。

○参考人（E） はい。

○成田委員 そこに一部畑があって、東側に図面ではミキサ車を止めるようになっていますが、ここに止めると恐らくその畑の部分が日影になってしまうのかなということが想定されたんですね。その辺をかなり幅が広がったので、壁側と言うんですか。

（「西側」の声あり）

○成田委員 西側よりですね、こちらのほうに駐車するという事は可能でしょうか。

○参考人（E） こちらにつきましては、今回、A社様は本社が戸田市にあるということで、水道道路の外観側から入ってくるというのを想定しておりますので、その車の乗り入れ上、右に駐車をするというようなことを検討しております。

東側にF様、まだ耕作をされておるとは思うんですが、こちらA社様の事業内容がミキサ車で、日中は運搬をしていて、早朝から帰ってくるのが夜遅くまで駐車をしないような、出てしまっているような状況でございますので、そのことから、東側の農地の所有者様には日当たりとかでご迷惑をおかけしないと思っております。

○新坂議長 5番、成田委員。

○成田委員 その辺そうしましたら確認できているということですよ。

○参考人（E） はい。

○成田委員 分かりました。

○新坂議長 ありがとうございます。

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

2番、富岡委員。

○富岡和樹委員 水道道路は交通量も多いので、安全面はどうかと。近くに小学校もございますので、その辺はどうお考えでしょうか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（E） 安全面に関しましては、おっしゃられたとおり、水道道路は非常に交通量が多いところではございますが、先ほどご説明させていただいたとおり、車に関しては早朝に出て、また夜遅くに帰ってくるというところがございますので、小学生の通学路であったりとか、そのような時間帯には通ることはほぼほぼ無いという状況でございますので、そのあたりは買主様が十分配慮して運営をしていくということになっておりますので、配慮しております。

○新坂議長 では、私から、今の富岡委員の質問にちょっと関連したことですけれども、出入口が2か所ありますけれども、どっちかが入り口で出口とかということは考えていらっしゃるのでしょうか。決まりはあるのか無いのか。

○参考人（E） 決まりに関しては、実際に必ずどちらから入って出るかというのは決まっておりませんが、今お話をさせていただいている想定では、水道道路側から入るというふうに想定しております。

○新坂議長 ありがとうございます。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

11番、浪間委員。

○浪間委員 図面を見る限り、西側の出入口のところにスペースが空いている。これは車が出入口の関係でスペースを空けている。

○参考人（E） はい、そういうことでございます。

○浪間委員 ということは、ここに給水施設も無いんで、例えば運転手さんの休憩所だったり宿泊所等を造る予定はされていない。

○参考人（E） はい。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 それでは、質問が無いようですので、質疑応答は以上となります。

Eさん、本日はお忙しい中ありがとうございます。

○参考人（E） ありがとうございます。

（参考人退出）

○新坂議長 では、続けます。

ただいま参考人から説明や質問に対する答弁をいただきましたが、委員の皆様から何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○新坂議長 それでは、採決に移りたいと思います。

議案第16号につきまして、許可相当ということに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○新坂議長 全員賛成。

よって、この議案は許可相当と意見を付すものとします。

◎提出議案

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

○新坂議長 続きまして、議案第17号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大久保） 議案第17号 農用地利用集積計画書。

議案書の6ページから11ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者、G、和光市下新倉二丁目**番**号。利用権の設定を行う者、H、和光市新倉一丁目**番**号。利用権を設定する土地、和光市下新倉六丁目**番。面積、991平方メートル。設定する利用権の時期につきましては、開始が令和7年1月1日、終わりが令和11年12月31日の5年間となっております。

本案件は、新規での利用権設定の手続となり、貸主のHさんと借主のGさんの間で5年間の設定で合意に至ったことから、申請に至りました。

農業委員会の審議の結果、決定となった場合には、市が利用計画を公告し、農用地利用集積計画の定めるところに従って権利設定の効力が発生します。

借主が耕作の事業に供すべき農地の全てについて耕作を行うことができ、利用権設定を受ける土地を効率的に耕作を行うことができると認められるか、ご審議いただきます。

権利設定を受けるGさんは現在60歳で、今年度の8.1調査において、年間農業従事日数は320日です。このほか、妻が59歳で280日、子が29歳で300日、実習生が1人、27歳で250日で

す。労働力は4人合計で1,150日となっており、所有されている農機具等の状況からも、要件は満たしていると考えられます。

借主の農地の利用状況につきまして、今年の2月にも別件の利用権設定で現地をご確認いただいておりますので、今回の現地確認は省略させていただきました。現地の写真は資料1の4番から18番までです。4番の写真が今回の申請地で、5番の写真は今年の2月から借りている農地の写真で、12月23日現在の状況です。6番から18番の写真は今年の2月頃の写真に掲載しています。

以上、農用地利用集積計画の決定についてご審議をお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま写真を見ていただいておりますが、委員の皆様から何かご意見、ご質問等がありますか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

この計画の決定に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この計画は決定いたしました。

◎協議事項

①令和7年和光市農業委員会1月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、協議事項に移ります。

協議事項①令和7年和光市農業委員会1月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 令和7年和光市農業委員会1月総会の日程についてですが、1月24日金曜日午後で、時間については議案等の件数により3時または4時頃ということで提案させていただきます。場所は3階の第一委員会室を確保しています。

なお、同日にJAあさか野と共同で新年会を予定しております。

なお、2月総会につきましては、2月26日水曜日、午前10時の開催を予定しており、現在のところ同じく3階の第一委員会室を確保しています。ご協議のほどよろしくをお願いします。
説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

1月総会の日程ですが、1月24日金曜日の午後3時から4時頃とのことですが、皆様ご都合はいかがでしょう。大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

○新坂議長 では、1月24日金曜日の午後から、場所は3階、第一委員会室をお願いします。

また、2月につきましては、2月26日水曜日、午前10時の予定とのことですが、現時点で都合の悪い方はいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、そのような日程でお願いいたします。

◎協議事項

②2025年農林業センサスについて

○新坂議長 続きまして、協議事項②2025年農林業センサスについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局(内藤) 協議事項の2025年農林業センサスについて、資料番号はついていないのですが、お配りしたカラーの小さいチラシをご覧ください。

農家だよりも掲載を予定しているものですが、2025年農林業センサスは5年ごとに農林業を営む方や農山村の実態を明らかにし、農林業に関する最も基本的で重要な統計を作成するということを目的としております。

本日は、直接説明を行わせていただくため、2025年農林業センサスの担当課であるデジタル推進課の職員にお越しいただいております。説明をいただいた後、ご質問等ありましたらお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

では、事務局、デジタル推進課に入室していただいでください。

(デジタル推進課職員入室)

○新坂議長 どうぞおかけください。

それでは、説明をお願いします。

○デジタル推進課(長島) デジタル推進課の長島と申します。こちらは課長補佐の矢萩と申します。

今回はこの場をお借りしまして、2025年農林業センサスにつきまして、簡単ではございますが、ご説明さしあげます。

先ほど事務局から簡単な説明があったかと思いますが、改めてこちらの概要、目的と、あと和光市で行われる農林業センサスの具体的なところをもう少しご説明させていただきます。

農林業センサスですけれども、5年ごとに実施しております、前は2020年に行われておりました。今回2025年に、また改めて農林業センサスが実施されます。

こちらは農林業に関する重要な基本的な統計をすることを目的としております。農業委員会におかれましては、毎年8月1日に8.1調査が行われているかとは思いますが、そちらの調査、農業委員会の審査の資料となったり、あるいは農家証明を作るための資料として扱われるのが目的となっておりますが、こちらの農林業センサスにつきましては、同じ調査で、8.1調査と調査項目がかぶる部分も大分あるんですけれども、あくまでも統計を作ることが目的ということですので、8.1調査で今年回答したばかりだから、今回やらなくていいでしょうということも、もしかしてそう言いたいところもあるかもしれませんが、統計を作成するためということですので、また改めて調査のご協力をお願いいたします。

皆様のお宅に、あるいは農作業をやっている法人ですとか会社などに調査員が伺うことがあるかもしれません。その場合はご協力をどうぞお願いいたします。

調査員ですけれども、調査員証を、首から下げるこのようなストラップのついた、こういった物を調査員のほうぶら下げております。埼玉県知事の認証を受けた調査員証を首から下げておりますので、こちらが偽物かどうかということですかね、そういったものが判定で、参考にいただければと思います。

最近、いろいろ詐欺だとかそういったものが結構横行しておりますので、こういった調査員がやって来たんですけれども、本物なのという問合せを大変多くいただいております。こういったものがちょっと皆様の参考になればと思います。

あと、2025年の農林業センサスのキャンペーンサイトも今開けておりますので、こちらご興味ある方、ぜひサイトをのぞいてみてください。

では、スケジュールですけれども、簡単にご説明さしあげます。

調査期日ですね、調査の期日は令和7年2月1日となっております。この2月1日が基準となりますので、過去1年間の農産物の販売額の期間は2月1日から過去1年間に遡ってというような意味合いになります。調査期日は2月1日ということです。

調査票の配布でございますが、来年ですね、令和7年1月、早いと18日の土曜日から皆様

のお宅に調査員が伺うこととなります。この2月1日までには皆様のお宅に調査票の配布の予定となっております。

調査票が配布されましたら、インターネットによる回答は可能です。2月7日までをインターネットの回答の期日とさせていただきます。インターネットの回答の予定の無い世帯、あるいはそれ以降にインターネット以外で回答したいという方につきましては、調査員が回収しますので、そのときは調査員と回収の期日につきましてやり取りをしていただければと思います。

調査票の配布ですけれども、皆様のお宅に訪問したときに、幾つかのヒアリングを行います。ヒアリングを行った結果、調査の対象世帯と判定された場合には調査票が配布されます。

調査対象になるかどうかの判定の項目といたしますか、お伺いする内容ですけれども、幾つかございまして、家族による経営かどうか、あと、農産物の販売額ですね、50万円以上か、15万円以上50万円未満かどうか、15万円未満かどうか、こういったものをお伺いします。あと、経営の農地の面積ですね。こちら大体で構いません。持っている農地の面積、貸している農地の面積、あと経営耕地面積、こちらは借りている面積含み、貸している面積を除きます。経営耕地面積ですね。あと、保有の山林面積、こちらは山を持っている方に限られますけれども、こういったことにつきまして皆様のお話を伺います。伺った結果、判定、経営調査対象となった場合には調査票を配布いたします。

調査ですけれども、2月21日、こちらを一定の調査期間とさせていただきます。2月28日まではオンライン回答は可能となっておりますが、2月28日を過ぎてしまいますとオンラインの回答もできなくなりますので、こちらご注意ください。

調査票ですが、インターネットで今回答することだけ推奨しております。インターネットで回答していただければ、調査員がお宅を訪問する機会が減りますので、そこでやり取りをする機会が減りますので、皆様につきましてもメリットになる内容かと思えます。

インターネットはパソコン、スマートフォン、タブレット、いずれも使用可能となっておりますので、もしそちらが利用できる方につきましては、できるだけインターネットの回答をどうかよろしく願いいたします。

では、私からは簡単ではございますが、以上でございます。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま説明をいただきましたが、委員の皆さん、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、ないようですので、以上で終了したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○デジタル推進課(長島) ありがとうございました。

(デジタル推進課職員退室)

◎協議事項

③農地利用状況調査の実施体制について

○新坂議長 では、続きまして、協議事項③農地利用状況調査の実施体制について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(内藤) 農地利用状況調査の実施体制について説明いたします。

今年の8月に実施した調査と同じもので、農地法第30条第1項の「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない」という規定に基づいて実施するものです。

調査方法としましては、前回と同様に事務局が管理が適切でないと思われる農地をピックアップします。その後、農業委員の皆さんが実際に見て回り、改善指導が必要かどうかを判断していただきます。

判断の基準につきましては資料の3番、前回の資料3と同じものです。

農地の利用状況を判定するには、まず農地区分と言いまして、市街化区域内にあるか、市街化調整区域内にあるかを判断していきます。また、生産緑地であるか、納税猶予の対象農地であるかといった条件を基にそれぞれ点数を設けていき、一定以上の点数になったものが改善指導が必要な農地ということになります。

また、次のページのもう一つの判断基準としまして管理区分があります。農地に雑草を生やしてしまっている場合、生え具合によって判定の点数が変わります。まばらに繁茂している状態は判定Aで2点、足首以下程度まで繁茂しているときは判定Bで3点、腰丈以下ぐらまで繁茂しているときは判定Cで4点など、写真で示しているようにそれぞれの状況によって判定していきます。

また、3ページ目を見ていただきますと、その他の加点要素として、連続して指導対象となっているか、隣地農地があるか、前回調査後に整地されたことがあるかといった部分で加点され、最後4ページで、これらの合計点数をもって4段階判定していただくことになりま

す。0点であれば指導無し、1点から3点の場合は保留とし、次回の調査の状況を見て判断することとなります。4点から5点の場合は指導を行い、6点以上は強めの指導を行うという形になります。

なお、現場確認の方法につきましては、事務局で車を出しますので、3から4名ずつ同乗していただき、一緒に見て回るという形になります。

日程は1月20日の月曜日と21日の火曜日を予定しています。午前と午後に分かれまして、午前は9時半、午後のグループは1時半に市役所駐車場の直売所辺りに集合という予定になっております。

ひとまずは事務局のほうで割り振らせていただいておりますが、ご都合のつかない場合は適宜日程を入れ替えていただければと思います。最終的に全員が参加できるようにお願いします。

グループ分けは、20日の午前のグループが、富澤委員、富岡和樹委員、富岡浩之委員、本多委員、20日の午後のグループが成田委員、小寺委員、吉田委員、田中委員、21日火曜日午前のグループが、新坂会長、井口委員、浪間代理となっております。所要の時間はそれぞれ2時間程度を予定しています。その日程でご都合のつかない場合は、22日から23日頃で個別に対応させていただく予定です。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問、日程についてございましたらお願いします。

5番、成田委員。

○成田委員 すみません。日程調整していただければ、20日の1時半、午後になっているんですけども、午前中に変更可能でしょうか。

○新坂議長 事務局。

○事務局（内藤） はい、そうしましたら、午前の方で午後でも大丈夫という方、もしいらっしゃれば。

○本多委員 いいですよ、私。

○事務局（内藤） よろしいですか。では、本多委員が午後ということで。

○新坂議長 他に日程の悪い方とかいらっしゃいましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 それでは、協議事項③につきましては以上とします。

◎協議事項

④その他

○新坂議長 続きまして、協議事項④その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 協議事項④その他についてはございません。

説明は以上です。

○新坂議長 それでは、協議事項については以上とします。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 議案書の12ページから18ページをご覧ください。

今月の会長専決は、4条届出が1件、5条届出が3件となっており、現地の状況は写真資料の19番から22番となっていますので、ご確認ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、会長専決は以上とします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 今月の活動の共通事項につきましては、写真資料23番をご覧ください。

本日25日の農業委員会12月総会です。その他、個別に農地パトロールや現況確認をさせていただいた方は、その旨ご記入ください。

説明は以上です。

○新坂議長 その他、皆さんから活動に関してご報告がある方は挙手をお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 無いようですので、委員の皆様からの報告は以上といたします。

◎諸報告

③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） その他について説明いたします。

資料の2番をご覧ください。

地域計画についてです。今年度末までに地域計画を策定することが法律で定められております。8月30日に協議の場を開催し、協議の場を公表し、次に関係機関への意見聴取を行う必要があります。資料2は協議の場の結果を踏まえて作成したもので、この様式の5-2が地域計画となります。おおむねの内容は協議の場の結果である様式5-1と同じものとなっています。

意見を伺う関係機関としましては、埼玉県農林公社、あさか野農業協同組合、坂下土地改良区環境保全組合と農業委員会となっております。農業委員会以外の関係機関には事前に意見聴取を行い、回答を得ています。基本的に「意見は無し」との回答でした。「意見あり」もあったのですが、1か所脱字の指摘のみで、内容についての意見ではありませんでした。お渡ししている資料は、この脱字については修正済みです。

農業委員会も意見聴取を行う対象となりますので、この資料をお持ち帰りいただき、1月総会の議案としてご意見の有無について取りまとめたいと思います。

諸報告もう一点ですが、農家だよりについてです。

新年の挨拶と共進会の第2回実行委員会の概要、廃プラの回収予定、農地のあっせんなどを掲載しております。また、先ほどデジタル推進課から説明のあったセンサスについての記事と農家だよりとは別途、先ほどの小さいチラシを白黒で写したものをホチキス止めにして同封予定となっております。

○事務局（井上） それから、もう一点ですけれども、朝霞地区4市の研修会が毎年あるんですけれども、その日程が決まりまして、来年の2月7日金曜日の午後になります。場所は和光市が主催市となりますので、サンアゼリア小ホールで行う予定になっております。

研修会が終わりましたら、その後、4市の農業委員さん全員が集まって交流会があります

ので、和光市が主催市、幹事市となりますので、できるだけご参加いただければと思います。
諸報告の説明は以上です。

○新坂議長 ただいま事務局から3件の報告がございました。皆様、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

8番、田中委員。

○田中委員 4市の研修会ですけれども、夕方からほかの用事が。

○事務局（井上） 午後で多分3時、5時ぐらいに時間帯にはなると思うんですけれども、何かかぶっていたら。消防のほうですかね。

○田中委員 はい。またちょっと改めて時間、連絡させていただきます。

○事務局（井上） 分かりました。

○新坂議長 他にご意見、ご質問等がある方がいらっしゃいましたらお願いします。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、無いようですので、本日の議事は以上となります。

◎閉会

○新坂議長 本日も皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年和光市農業委員会12月総会を閉会いたします。

どうぞ皆様、よいお年を。

閉会 午前10時50分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員